

東海市公共下水道公共ます設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。）内における公共ますの設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 取付管を接続する公共ますの設置場所は、原則として宅地内とし、道路等の境界から2メートル以内の位置とする。

(申請)

第3条 公共ますの設置を受けようとする者は、公共ます設置申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、他人の土地又は排水設備を使用するときは、土地の所有者又は家屋の所有者の承諾書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、設置の適否を決定するものとする。

(設置個数)

第4条 公共ますの設置個数は、汚水ます及び雨水ますについてそれぞれ次の表に定める個数を限度とする。

1 画 当 た り の 公 簿 面 積	個 数
500平方メートルまで	1個
500平方メートルを超え1,000平方メートルまで	2
1,000平方メートルを超え1,500平方メートルまで	3
1,500平方メートルを超え2,000平方メートルまで	4
2,000平方メートルを超える場合	5

(公共ますの増設)

第5条 公共ますの増設は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、原則として認めない。

(1) 公共下水道敷設後に分筆を行い、その土地を譲渡し、又は借地権等を設定したため、既設公共ますに接続が困難なとき。

(2) 建物の増設、改築等を行い、既設公共ますに接続が困難なとき。

2 前項の規定により公共ますの増設をしようとする者は、公共ます増設申請書を市長に提出しなければならない。

3 第3条第1項後段の規定は前項の申請書を提出する場合について、同条第2項の規定は前項の申請書が提出された場合について、準用する。

(位置変更等)

第6条 公共ますの位置を変更し、若しくは公共ますを取り壊すとき又は破損等により公共ますの使用が不可能となったときは、市長に届け出なければならない。

(費用負担)

第7条 公共ますの設置及び増設に要する費用は、市の負担とする。ただし、第5条第1項第2号の規定による公共ますの増設（第4条の表に掲げる個数を超えて増設する場合に限る。）に要する費用は、当該増設をしようとする者の負担とする。

2 公共ますの位置の変更若しくは取壊し又は故意若しくは過失による破損等による
公共ますの改築に要する費用は、当該変更し、取り壊し、又は改築する者の負担と
する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。